

徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金
交付要綱

徳 島 県

徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、徳島県内のタクシーの運転手不足を解消するため、タクシー事業者が外国人タクシードライバーの雇用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「外国人」とは、日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める在留資格のうち、この要綱の別表第1に定める在留資格を有する者をいう。
- (2)「登録支援機関」とは、入管法第19条の23に規定する者をいう。
- (3)「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する、徳島県内に事業所を有する者をいう。
- (4)「普通免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項に規定する普通自動車を運転しようとする場合に必要となる運転免許をいう。
- (5)「普通第二種免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する旅客自動車運送事業の用に供される自動車である普通自動車により旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする場合に必要となる運転免許をいう。
- (6)「受験資格特例教習」とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条第5項に規定する教習をいう。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の補助対象経費は、タクシー事業者が外国人タクシードライバーの雇用に要する経費とし、具体的な内容は別表2の「補助対象経費」とする。

(補助率等)

第4条 補助率及び上限額は、別表2の「補助率及び上限額」のとおりとする。

(対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和8年2月13日から令和9年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支(見込)予算書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

4 補助金の交付の申請をするに当たって、補助事業実施主体において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 交付を受けた補助金については、タクシー事業者が行う外国人タクシードライバーの雇用に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) この補助金を活用し雇用する人材を採用後3年以上継続してタクシードライバーとして雇用できなかつたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。
- (3) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更とは、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なものとする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 補助金(変更)所要額調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月11日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 規則第4条の規定による通知を受けた補助事業者は、実績報告書に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に実績報告をしなければならない。

5 第6条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

6 第6条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当

該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、様式第6号により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

- 7 前項の場合において、知事は補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は補助事業者に対して、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第13条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別表 1

要綱第 2 条第 1 号に定める在留資格は、次のとおりとする。

入管法別表第 1 の 2 の表に定める特定技能のうち、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日閣議決定）別紙 9 別表項番 2 の活動に必要なとなる資格

別表 2

補助対象経費	補助率及び上限額
補助対象期間に、タクシー事業者が外国人タクシードライバーの雇用に要する経費(国等の補助金額を除く。) <対象経費> (1) タクシー事業者が雇用に際し負担する登録支援機関に支払う紹介料及び普通免許又は普通第二種免許の取得のための教習に係る経費等(受験資格特例教習に係る経費を含む。) (2) その他知事が必要と認める経費	補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。 上限額： 外国人タクシードライバー 1 人当たり 3 0 0 千円

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

事業計画書

	事業者名	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

事業名	
事業内容	
事業効果	
事業費	総事業費 円 (うち補助対象経費 円)
予定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第3号（第9条関係）

（番号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所
事業者名
代表者名

徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、徳島県外国人
の中止（廃止）

タクシードライバー養成実証事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 外国人タクシードライバー養成実証事業
- 2 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更（中止・廃止）計画書
 - (2) 収支予算（見込）書
 - (3) 補助金（変更）所要額調書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

様式第4号（第10条関係）

（番号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所
事業者名
代表者名

徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 外国人タクシードライバー養成実証事業
- 2 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 事業完了年月日
年 月 日
- 4 関係書類
(1) 事業実績報告書
(2) 収支決算書
(3) その他知事が必要と認める書類
- 5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

事業実績報告書

	事業者名	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

事業名	
事業内容	
事業効果	
事業費	総事業費 円 (うち補助対象経費 円)
予定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第6号（第10条関係）

（番号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所
事業者名
代表者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号により交付決定があった徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金について、徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金交付要綱第10条第6項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業名 外国人タクシードライバー養成実証事業
- 2 徳島県補助金交付規則第12条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

（別添参考となる書類（3の金額の積算内訳等））

- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

様式第7号 (第11条関係)

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者
住所名
氏名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額	:	:	:	:	円
-----------------	----------	---	---	---	---	---

摘 要		
補助事業名	外国人タクシードライバー養成実証事業	
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補助額	既受領額	
	今回請求額	
	残 額	
請求区分	1 精算 2 概算	

口座振替先 金融機関名 () 店舗名 () 預金種目 (1 普通 2 当座 9 その他) 口座番号 <table border="1"><tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td></tr></table> (右づめ) 口座名義 (カタカナ書き) ()	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	

発行責任者及び担当者 (個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。)

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		